



埼玉県報

第483号
令和6年(2024年)
1月23日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（大気環境課）

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第一号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「第二条第十八号」を「第二条第一号の三」に改める。

様式第二十五号中

連絡先		電話番号
担当者	担当者氏名	

連絡先			
担当者	担当者氏名	電話番号	電子メールアドレス

を

--	--	--	--

に改め、同様式の別紙を次のように改める。

※整理番号

特定化学物質の名称及び取扱量

番 号				
特定化学物質の 名 称				
特定化学物質の 区 分		第一種指定化学物質	第一種指定化学物質	第一種指定化学物質
(該当する区分の 下に管理番号等を 記載すること。)		第二種指定化学物質	第二種指定化学物質	第二種指定化学物質
		その他の特定化学物質	その他の特定化学物質	その他の特定化学物質
取 扱 量 (kg)				
内	使 用 量 (kg)			
	製 造 量 (kg)			
訳	取 扱 量 (kg)			

- 備考 1 「取扱量」の欄には、「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計を記載すること。
- 2 「使用量」の欄には、事業所において事業活動に伴い使用した量を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
- 3 「製造量」の欄には、当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）を記載すること。
- 4 「取り扱う量」の欄には、入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量（例：石油卸売業、燃料小売業等において、卸売り、小売り等をするために事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量）を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
- 5 別紙が2枚以上になる場合には、「番号」の欄の番号を通し番号とすること。
- 6 特定化学物質の管理番号等は、「特定化学物質取扱量報告書記入要領」を参照すること。
- 7 ※印の欄には、記載しないこと。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、埼玉県生活環境保全条例施行規則第十七条第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県生活環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第六十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県狭山市大字笹井字金井上五百六番一の一部及び五百三十五番の一部）

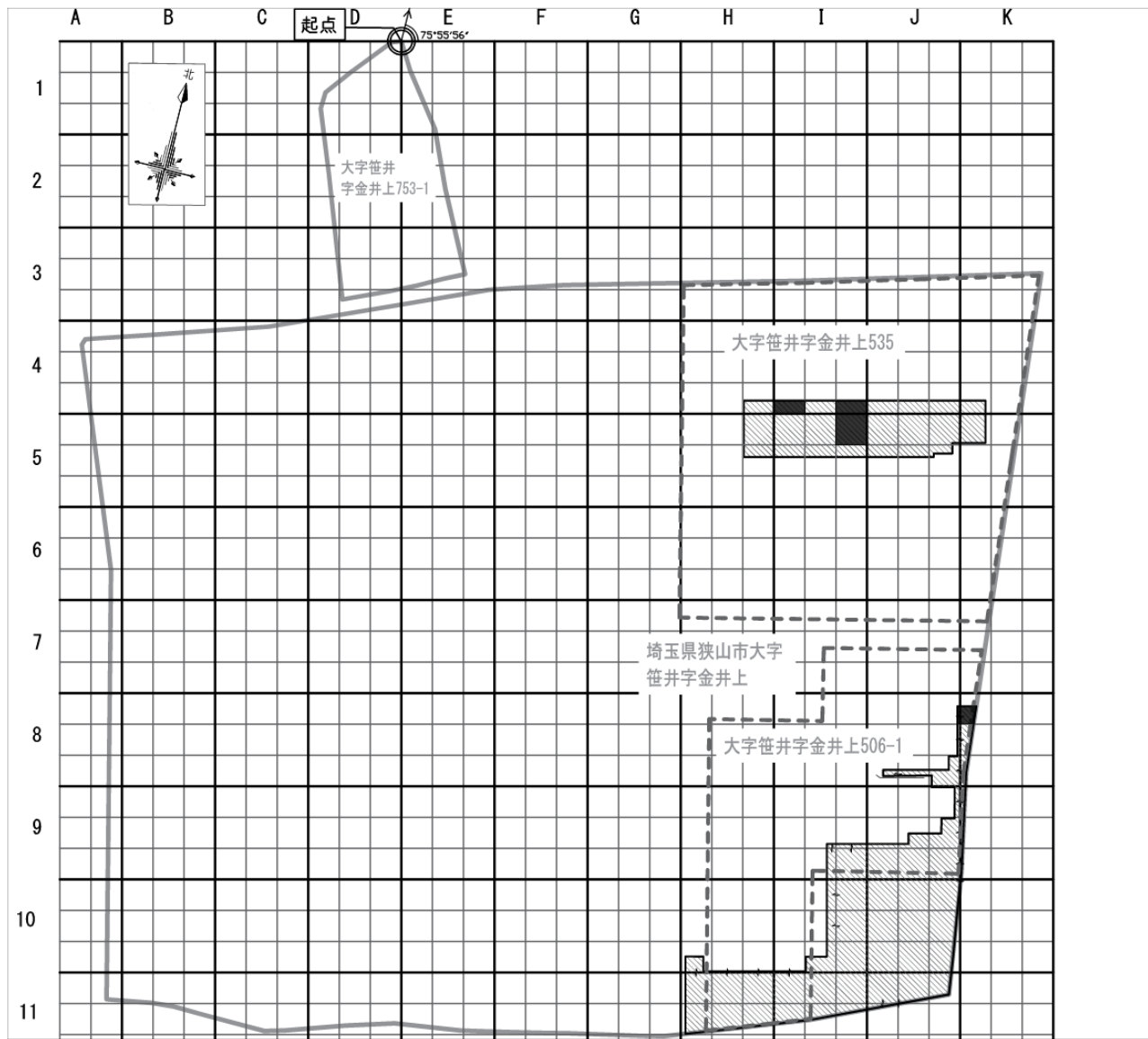
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

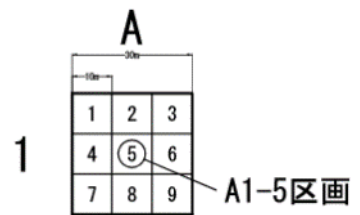
別図



- 要措置区域に指定する区画
- 対象地(敷地範囲)
- 形質変更範囲(掘削範囲)
- 区画統合
- 地番境界

格子の回転角度
75度55分56秒

起点は
埼玉県狭山市大字笹井字
金井上753-1
の最北端とする



告 示

埼玉県告示第六十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年埼玉県告示第六十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県狭山市大字笹井字金井上五百六番一の一部及び五百三十五番の一部）

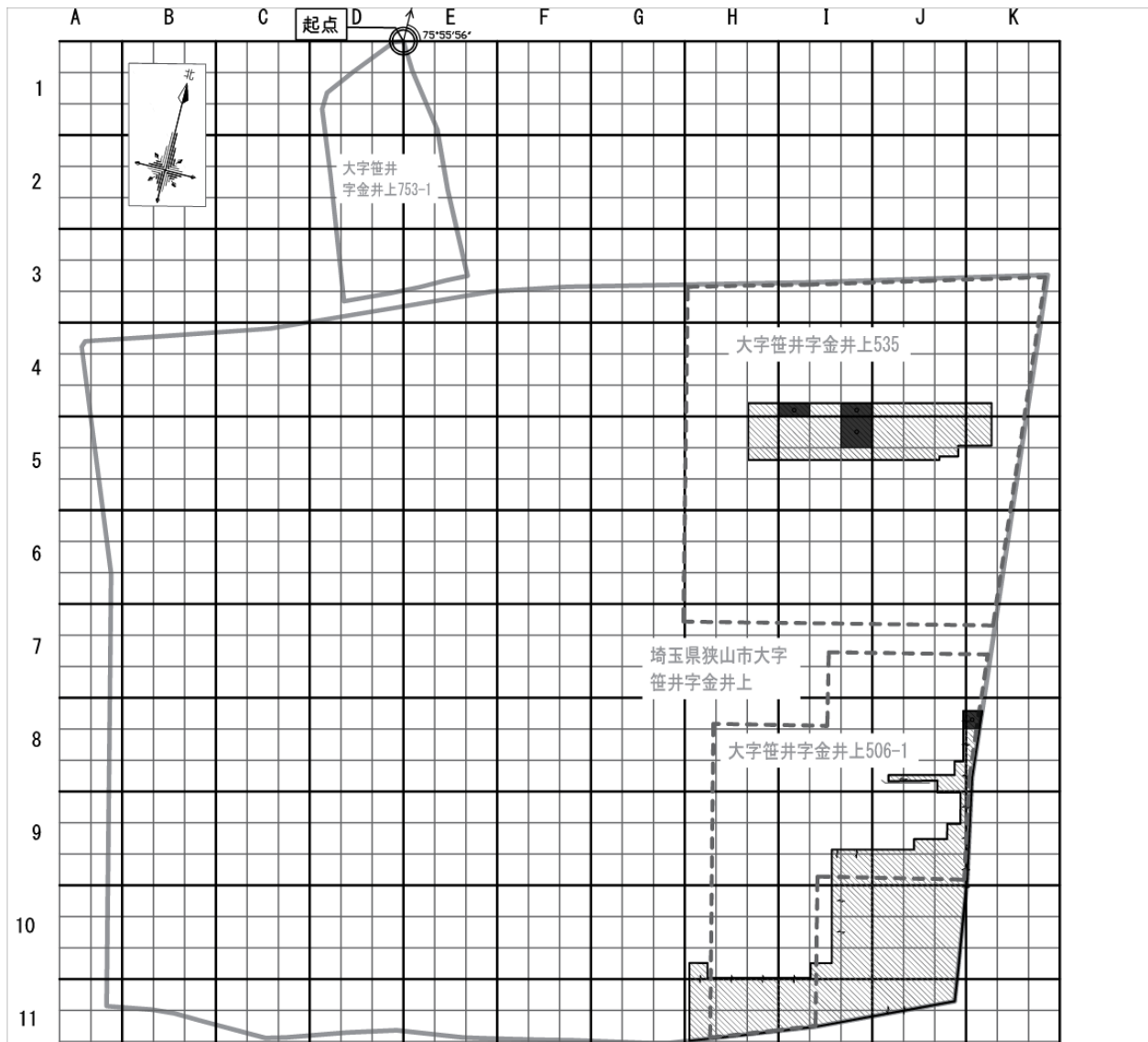
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

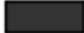




ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた実施措置

基準不適合土壤の掘削による除去

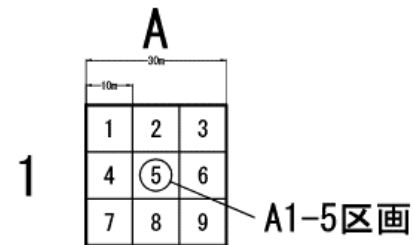
別図



-  要措置区域を解除する区画
-  対象地(敷地範囲)
-  形質変更範囲(掘削範囲)
-  区画統合
-  地番境界

格子の回転角度
75度55分56秒

起点は
埼玉県狭山市大字笹井字
金井上753-1
の最北端とする



告 示

埼玉県告示第六十八号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー久喜桜田店

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 計画地東、北側がゾーン三十のエリアとなっているため、車両通行に配慮した計画とすること。

(2) 当該地に隣接している道路は、小中学校の通学路に該当しているため、機材や車両等の搬入・搬出時に走行する際は、児童・生徒の交通安全に十分注意すること。

二 縦覧期間

令和六年一月二十三日から令和六年二月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク光が丘店

埼玉県和光市白子一丁目二十九番三十八号

ロ 変更の概要

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 下段駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

中段駐車場 午前八時三十分から午後十時

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

（変更後） 下段駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

中段駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

令和六年四月一日

ニ 届出年月日

令和六年一月十一日

二 縦覧期間

令和六年一月二十三日から令和六年五月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年一月二十三日から令和六年五月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―二三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県大里郡寄居町大字富田字宮ノ前千五百十二番一外三十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百立方メートル

告 示

埼玉県選管告示第一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和六年一月二十五日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する決定取消請求事件について

イ その他